「お茶の淹れ方教室」を開催

三重県茶商工業協同組合(安田伸理事長)は、2月1日、津市のみえ 夢学園高等学校において、生徒260名を対象に「お茶の淹れ方教室」 を開催しました。

本事業は、組合がお茶の消費拡大と伊勢茶の認知度向上のために 行う宣伝事業の一環であり3年ぶりの開催となりました。講演では、 三重県茶業青年団の水野団長(中島製茶㈱)より、日本のお茶の歴史、



三重県で生産量が多い市町、お茶の種類、効能等やおいしいお茶の淹れ方の話があり、生徒たちが試飲する とともにお茶の淹れ方を実践しました。受講した生徒にとっては貴重な社会体験となり、お茶の歴史やお茶 の淹れ方を学ぶことはビジネスにも役立つことから、熱心に聞き入っていました。

中央会インフォメーション

年度末手続き上の 20のポイント

◆ 三重県茶商工業協同組合

多くの組合では3月に決算期を迎えますので、年度末の事務手続について掲載します。 (決算日を3月31日、理事会を5月16日、通常総会を5月30日と想定した場合)

(市小企業等位同組合注 以下「市協注、という)

	003711		(中小企業等協同組合法 以下「中協法」という
No.	想定日	手続き項目	主なポイント
1	3/31	年度末締切 (試算表の作成、棚卸表の作成、精算表の作成、総勘定元帳の締切)	正確な財務諸表作成のため、必要な決算整理手続等を行う。
2	4/1	組合員名簿の作成	組合員の移動状況を整理する。[中協法 第10条の2①]
3	4/1	事業報告書及び決算関係書類の作成 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分 案又は損失処理案)	通常総会開催日の大体の見通しをたて、事業報告書及び決算関係書類を作成する。 [中協法 第40条②]
4	4/10	理事から監事へ決算関係書類等を提出	作成した決算関係書類等を監事へ提出する。[中協法 第40条⑤]
5	4/28	出資の総口数及び払込済出資総額変更登記	期中に変更が生じた場合、決算日(年度末)より4週間以内(4月28日まで)に行う。なお、変更があった都度登記(2週間以内)しても可。[中協法 第85条①②]
6	5/8	監事から理事へ監査報告書を提出	監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているか、といった点に留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。
7	5/8	理事会招集通知の発送	理事会開催日から、1週間前(定款で短縮可)までに発送する。なお、理事全員の同意 があれば招集手続きを省略しても可。[中協法 第36条の6⑥]
8	5/16	理事会開催	監事からの監査報告書の受領後、事業報告書、決算関係書類、事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の審議を行う。[中協法 第40条⑥ 第49条②]
9	5/16	決算関係書類等を事務所に備置・閲覧	通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備え置く。組合員及び組合の 債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならな い。[中協法 第40条⑩⑪⑫]
10	5/19	通常総会招集通知の発送	通常総会開催日から、中10日(定款で短縮可)以上あけて到達するよう発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。[中協法 第40条 ⑦ 第49条 ①]
11	5/30	通常総会開催 (事業報告書及び決算関係書類の承認、事業計画・収支予算の 決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等)	事業年度終了後2か月以内(定款で3か月に延長可)に開催する。通常総会では、事業報告書及び決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。[中協法 第51条]
12	5/30	理事会開催	通常総会で役員改選を行った場合、役付理事(理事長、副理事長、専務理事等)は理事会で選任する。[中協法 第36条の8]
13	5/31	総会終了後の事務処理 (議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当)	速やかに処理する。
14	~5/31	法人税、法人県民税・法人市町村民税、事業税、 消費税等の確定申告及び納税	事業年度終了後2か月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。(申告期限の1か月延長の特例を受けることも可能(消費税は延長の措置が認められていない)
15	~6/14	代表理事変更登記	代表理事就任後、2週間以内に行う。[中協法 第85条①]
16	~6/14	行政庁への決算関係書類提出	通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。[中協法 第105条の2①]
17	~6/14	行政庁への役員変更届提出	役員の氏名又は住所に変更があった時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。[中協法 第35条の2]
18	6/上	定款変更認可申請	定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出する。なお、「事業」「脱退者の持分の払戻し」「役員の定数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する。(事前に本会担当者にご相談ください。) [中協法 第51条②]
19		行政庁より定款変更認可書到達	定款変更した事項が、登記事項(名称・地区・事務所の所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法)である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。
20		変更登記	登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生の日(定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更 可書が到達した日)から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない。(出資の総口数及び払込済出資総額の変更を除く。)[中協法 第85条①②]